

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	45 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	42 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

町内の方から、将来のことを考えて国民年金に加入した方が良いと何度も勧められ、母親が国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、12か月と短期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月ごろに払い出されたものであり、申立人が所持する国民年金手帳は同年5月に発行されていることなどから、母親は同年5月ごろに初めて申立人の国民年金加入手続きを行い、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した47年4月21日までさかのぼって資格を取得したものとみられることから、加入手続き時点において申立期間の保険料については過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人が昭和60年10月に婚姻するまで申立人の保険料を納付していたとする母親は、上記申立人の加入手続きが行われたとみられる昭和48年度以前の44年度以降60歳に到達するまで保険料の未納は無く、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、54年10月から同年12月までの期間の保険料については55年5月に過年度納付されていることが確認できることから、母親が申立期間の保険料についても過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年6月までの期間及び同年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から同年6月まで
② 昭和55年10月から56年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入し、婚姻後の任意加入も含めて、国民年金保険料をすべて納付したはずである。保険料は主にA市B区の自宅近くの郵便局で私が納付していたが、C市内で勤務していた夫に頼んだこともあった。夫も私が保険料をすべて納付したことを知っている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2期間で合計しても9か月と短期間であり、かつ、申立期間前後の国民年金保険料はいずれも納付済みとされている。

また、申立人は、20歳到達時から国民年金に加入し、婚姻後も任意加入手続を行っている上、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において保険料の未納が無いことから、制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は郵便局で納付書により納付したとしているところ、A市では、申立期間当時の保険料は納付書による金融機関での納付方法を採用しており、郵便局でも納付することは可能であったとしていることから、申立人の主張と一致する。

加えて、A市が保管する国民年金情報検索システムによると、申立人の申立期間①及び②の保険料はいずれも納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和47年9月、A市B区に転居し、B区役所で国民健康保険の加入手続をした際に、併せて国民年金の加入手続をした。その時に、まとめて1年分の保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、かつ、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納が無いことから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月31日にA市B区において払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日をさかのぼって20歳到達時の46年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この申立人の手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、過年度納付されている期間があるなど、申立人は、保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれる。このため、納付意識の高かった申立人が過年度納付が可能な申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和26年7月1日及び28年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から同年8月1日まで
② 昭和28年4月20日から同年5月1日まで

私は、昭和22年6月から35年2月までの期間において、継続してA社に勤務していた。

しかし、年金記録を確認したところ、厚生年金の記録が空白となっている期間があることが分かった。

空白の期間において退職したということはないはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社B支店及び同社C支店の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は、A社の各支店間を異動しているものの、申立期間においては退職することなく保全係として継続して勤務していた。厚生年金保険料についても、退職していないのだから控除されていたと思う。」旨証言していることから、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動し、同社同支店から同社C支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社には、申立人に係る異動日を確認できる資料等は保管されていないものの、申立期間当時、同社B支店及び同社C支店において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の証言及び被保険者記録から判断して、申立期間①

については、同社B支店における資格取得日を、申立期間②については、同社同支店における資格喪失日を訂正することが妥当である。

また、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和26年8月及び28年3月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立期間当時の資料は保管されていないため不明であるとしており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月1日から同年5月8日まで
② 昭和47年9月30日から同年10月1日まで
③ 昭和48年8月26日から同年9月17日まで

私は、昭和45年4月1日にB社又はC社に入社し、ゴールデンウィーク明けから社長が同じである関連会社のA社に移籍した。しかし、このB社又はC社で勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い。

その後、約2年半A社に勤務し、昭和47年10月1日にB社に異動したと思うが、A社の厚生年金保険の記録が同年9月30日までとなっている。

B社では、昭和48年9月16日まで勤務し、友人の紹介で翌日からD社に転職したはずだ。しかし、B社での資格喪失日が同年8月26日となっている。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人のB社における取得日は昭和47年10月1日、A社における離職日は同年9月29日と記録されている。

しかし、商業登記簿謄本等により、A社の代表取締役がB社の取締役を兼務していることが確認できる上、A社の当時の事務担当者は、「B社とA社は関

連会社であり、人事異動も頻繁に行われていた。」と証言している。

また、当該事務担当者は、「自分は、申立期間当時、A社に勤務し、社会保険関係の事務を担当していた。同社とB社は関連会社なので、厚生年金保険の被保険者記録に空白ができるような人事異動はさせていないはずだ。」と証言している。

さらに、当該事務担当者が関連会社であったとする会社間を異動している同僚35人のうち、31人は厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる上、関連会社間を異動した複数の同僚は、「関連会社間の異動は頻繁にあった。厚生年金保険の被保険者記録が途切れることは無かった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し(A社からB社に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間当時、B社において厚生年金保険被保険者資格を取得している21人のうち、11人は月初めに資格取得している一方、月末に資格取得している者はいない上、当該事務担当者は、「昭和47年10月1日は日曜日であるが、人事異動は曜日にかかわらず発令していた。」と証言していることから、A社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年8月の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間について、事業主が資格喪失日を昭和47年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、「B社又はC社に勤務していた。」と主張しているところ、B社は、商業登記簿謄本によれば、平成6年12月*日に解散し、当時の事業主とも連絡が取れず、C社は、同謄本により別会社となることが確認できるものの、当該会社と連絡が取れないため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げる同僚及び当該期間当時C社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は技術担当であった。しかし、勤務していた期間は分からない。また、近くに、関連会社が幾つもあったので、申立人がどこの会社に勤務していたのかは分からない。」旨証言している。

さらに、当該期間より前にC社に勤務していた同僚は、「当時は、B社もC社も3か月ぐらいは見習期間があった。」と証言しており、当時、両社では、すべての社員について、入社後、直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も確認できない。

申立期間③について、B社は、上記のとおり既に解散しており、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、申立人のB社における離職日は、昭和48年8月25日と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「お盆休み明けに、会社に退職したいと口頭で伝え、昭和48年8月25日に7月分の給与をもらった後は、出社しなかったと思う。」と述べている。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の当該期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和25年5月1日から同年7月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年8月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和25年5月、同年6月及び申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月16日から同年7月3日まで
: ② 昭和31年8月5日から32年6月1日まで

私は、A社に昭和25年1月16日に入社し、平成6年10月20日に退職するまで、同社に継続して勤務していたが、申立期間①及び②において厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された人事記録、社員カード及び在職期間証明書、並びに雇用保険の記録により、申立人が昭和25年1月16日から平成6年10月20日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社は、昭和25年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、同社から提出された申立人の社員カードの「厚年」欄の「取得」欄には、申立人の資格取得日とみられる「25. 5. 1」の記載が確認できる。

また、A社は、「申立人は、当時、正社員であったと思われ、社員カードに記載された年月日から、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。」と回答しているところ、同社の複数の同僚は、当該カードの「取得」欄に記載された日に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和25年5月1日から同年7月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和25年7月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は関係資料は現存せず不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和25年1月16日から同年5月1日までの期間については、上記のとおり、申立人がA社に勤務していたことは認められるものの、当該期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社が適用事業所となった日に、事業主を含めて5人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同社が適用事業所となる前から同社に勤務していたとする同僚は、「適用事業所になるまでの期間について、厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。給与から保険料を控除されていたかどうかは覚えていない。」と証言している。

このほか、申立人が当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、上記1のとおり、A社から提出された人事記録、社員カード及び在籍証明書、並びに雇用保険の記録により、申立人は、昭和25年1月16日から平成6年10月20日まで同社に継続して勤務し(昭和31年8月5日に同社本社から同社B支店に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年6月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は関係資料は現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和56年10月から57年2月までの期間は10万4,000円、平成元年10月から同年12月までの期間及び2年3月から同年9月までの期間は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から平成10年7月まで

ねんきん定期便に記載されているA社の標準報酬月額は、実際の報酬額と比べて大きく相違している。同社による何らかの操作があったと思うので、給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年10月から57年2月までの期間、平成元年10月から同年12月までの期間、及び2年3月から同年9月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細データ（給与支払明細書に基づき作成。）によれば、申立人は、昭和56年10月から57年2月までの期間は10万4,000円、平成元年10月、同年11月及び2年3月から同年9月までの期間は13万4,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨記載されている。

また、当該データには、毎月の基本給、総支給額、所得税、市県民税、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、手取り額等が記載されているが、このうち、毎月の手取り額については、申立人の預金通帳で確認できる昭和55年9月分から58年3月分までの期間、及び平成9年11月分から10年7月分までの期間におけるA社からの毎月の給与振込額とすべて一致していることが確認できる上、申立人から提出された昭和57年から59年まで、61年から63年まで、平成元年、3年、5年、7年から10年までの源泉徴収票に記載され

ている「支払金額」及び「社会保険料等の金額」が、当該データによる各年の総支給額及び社会保険料とほぼ一致することから、当該データは、申立人が主張するとおり、当時の給与支払明細書の内容を転記したものであると考えられる。

さらに、当該期間のうち、平成元年12月については、当該データでは記録が抜けているものの、同年の源泉徴収票の社会保険料等の金額、及び同年のうち、12月以外の月に係る当該データの記録により、直前月と同額(13万4,000円)の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年2月までの期間は10万4,000円、平成元年10月から同年12月までの期間及び2年3月から同年9月までの期間は13万4,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された給与明細データにおいて確認される保険料控除額、及び源泉徴収票の社会保険料等の金額から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年9月から56年9月までの期間、57年3月から60年1月までの期間、同年4月から同年6月までの期間、同年8月及び同年9月、同年12月から平成元年9月までの期間、2年1月及び同年2月、同年10月から4年1月までの期間、同年5月、同年7月から同年9月までの期間、同年12月から5年12月までの期間、6年4月及び同年5月、同年7月から同年11月までの期間、7年1月から10年7月までの期間については、申立人から提出された給与明細データ及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。また、申立期間のうち、昭和60年2月及び同年3月、同年7月、同年10月及び同年11月、平成4年2月から同年4月までの期間、同年6月、同年10月及び同年11月、6年1月から同年3月までの期間、同年6月、同年12月については、給与明細データの記録が無い上、源泉徴収票も無く、保険料控除額に見合う標準報酬月額を確認できないことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和55年2月は22万円、同年6月及び同年8月は14万2,000円、同年9月は24万円、同年10月は13万4,000円、同年11月は18万円、同年12月は14万2,000円、56年2月は20万円、同年3月は24万円、同年5月は17万円、同年6月は22万円、同年7月は15万円、同年8月は18万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月及び同年12月は22万円、57年2月及び同年3月は24万円、同年6月は22万円、同年8月は20万円、同年10月は22万円、同年12月は18万円、58年2月は19万円、同年3月は17万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月及び同年7月は17万円、同年9月は28万円、同年10月は20万円、同年11月は26万円、59年2月は30万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は28万円、平成4年8月は19万円、同年10月及び同年11月は11万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から平成5年6月まで

ねんきん定期便で、標準報酬月額の記録のお知らせが届いた。申立期間の標準報酬月額については、当時、私が受け取っていた給与額よりも低い期間があるので、給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年2月、同年6月、同年8月から同年12月までの期間、56年2月、同年3月、同年5月から同年12月までの期間、57年2月、同年3月、同年6月、同年8月、同年10月、同年12月、58年2月から同年7月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、59年2月から同年5月までの期間、平成4年8月、同年10月及び同年11月については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められ

る。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和55年2月は22万円、同年6月及び同年8月は14万2,000円、同年9月は24万円、同年10月は13万4,000円、同年11月は18万円、同年12月は14万2,000円、56年2月は20万円、同年3月は24万円、同年5月は17万円、同年6月は22万円、同年7月は15万円、同年8月は18万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月及び同年12月は22万円、57年2月及び同年3月は24万円、同年6月は22万円、同年8月は20万円、同年10月は22万円、同年12月は18万円、58年2月は19万円、同年3月は17万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月及び同年7月は17万円、同年9月は28万円、同年10月は20万円、同年11月は26万円、59年2月は30万円、同年3月は24万円、同年4月は26万円、同年5月は28万円、平成4年8月は19万円、同年10月及び同年11月は11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年1月、同年3月から同年5月までの期間、同年7月、56年1月、同年4月、57年1月、同年4月、同年5月、同年7月、58年1月、同年8月、同年12月、59年1月、同年6月から平成4年3月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、同年9月及び同年12月については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が、社会保険事務所記録されている標準報酬月額を超えていないこと、また、申立期間のうち、昭和57年9月、同年11月、平成4年4月及び5年1月から同年6月までの期間については、給料支払明細書が無く、保険料控除額に見合う標準報酬月額を確認できないことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は68万2,000円、申立期間②は66万6,000円、申立期間③は49万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月7日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月9日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①において68万2,000円、申立期間②において66万6,000円、申立期間③において49万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月7日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において48万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月9日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において9万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を11万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月9日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において11万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 9 日

私の賞与から控除された厚生年金保険料が、年金給付額に反映されるよう標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主（A事業所）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和18年6月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を35円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月17日から19年1月1日まで

船員保険の被保険者記録を確認したところ、徴用船B船に乗船していた船員保険の被保険者期間が、実際の乗船期間より短いことが分かった。私は、昭和18年6月17日から同船に乗船していたので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生労働省社会・援護局から提出された履歴書により、申立人が、海軍徴用船員として、申立期間を含む昭和18年6月17日から19年7月30日まで海軍徴用船B船に乗船していたことが確認できる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）の記録には、B船に乗船していた期間のうち、昭和19年1月1日から同船に係る船員保険被保険者の記録が存在する上、社会保険事務所（当時）が保管する戦時加算該当船舶名簿に同船の船名及びその加算区域航行期間が16年12月8日から19年8月1日までと記録されていることから、同船が申立期間当ても、船員保険の対象船舶であったことが確認できる。

さらに、B船の所有者であるC事業所に照会したところ、「申立期間当時は、B船は、A事業所の管理下に置かれ、海軍の徴用船として運行されていた。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の昭和18年6月

17日から19年1月1日までの期間もB船に乗船し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員保険被保険者台帳のB船に係る昭和19年1月の記録から35円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成5年9月は28万円、10年4月から12年4月までの期間、同年8月及び同年9月は30万円、15年4月から同年8月までの期間は38万円、17年6月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から18年9月26日まで
社会保険事務所（当時）で自分の年金記録を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額の記録が、実際に受け取っていた給与額よりも少ない金額で記録されているようなので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年9月、10年4月から12年4月までの期間、同年8月、同年9月、15年4月から同年8月までの期間及び17年6月については、申立人から提出された給料支払明細書等（一部給料支払明細書の無い期間については、A社から提出された諸給与支払内訳明細書及び源泉徴収簿による。）により、申立人が主張するとおり、オンライン記録より高い額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書等で確認で

きる保険料控除額から、平成5年9月は28万円、10年4月から12年4月までの期間、同年8月及び同年9月は30万円、15年4月から同年8月までの期間は38万円、17年6月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間について、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、上記（平成5年9月、10年4月から12年4月までの期間、同年8月、同年9月、15年4月から同年8月までの期間及び17年6月）以外の期間については、給料支払明細書等において確認できる事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は給与支給額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、転勤はあったが、同じ会社に勤務しており、退職していないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年2月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和45年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成3年4月から同年7月までの期間については、11万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から平成 2 年 10 月まで
② 平成 2 年 11 月から 3 年 7 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社における被保険者期間の一部及びB社における被保険者期間の全部の標準報酬月額について誤りがあると思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、10万4,000円とされている。

しかしながら、申立人から提出された給料支払明細書により、当該期間のうち、平成3年4月から同年7月までの期間については、20万円から26万円の報酬月額を支給され、11万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成3年4月から同年7月までの標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる上記期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①、及び申立期間②のうちの上記以外の期間（平成2年11月から3年3月までの期間）については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和52年5月から53年9月までは17万円、同年10月から54年9月までは18万円、同年10月から56年6月までは20万円、同年7月から57年8月までは22万円、同年9月は26万円、同年10月から58年3月までは22万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月は38万円、同年10月は26万円、同年11月は38万円、同年12月は28万円、59年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は38万円、同年4月は32万円、同年5月は26万円、同年6月は41万円、同年7月は30万円、同年8月は41万円、同年9月は36万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は36万円、60年1月は32万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月は22万円、同年12月は28万円、61年1月及び同年2月は22万円、同年3月は28万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月は32万円、同年10月は38万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、62年1月は34万円、同年2月から同年4月までは30万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は38万円、同年12月は34万円、63年1月及び同年2月は30万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は41万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は47万円、同年10月は34万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、平成元年1月及び同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は38万円、同年8月は30万円、同年9月は47万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は34万円、2年1月及び同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月は41万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、3年1月は38万円、同年2月は44万円、同年3月は47万円、同年4月は44万円、同年5月は38万円、同年6月は47万円、同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月及び同年10月は44万円、同年11月は47万円、同年12月は44万円、4年1月から同年4月までは41万円、同年5月は44万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月は41万円、同年9月から同年11月までは44万円、同年12

月は47万円、5年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は44万円、同年6月から同年11月までは41万円、同年12月は38万円、6年1月は36万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は50万円、同年5月は38万円、同年6月は50万円、同年7月は53万円、同年8月及び同年9月は47万円、同年10月は44万円、同年11月は32万円、同年12月は47万円、7年1月は41万円、同年2月から同年4月までは44万円、同年5月は47万円、同年6月は50万円、同年7月は47万円、同年8月は50万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は53万円、同年12月及び8年1月は50万円、同年2月は47万円、同年3月は56万円、同年4月は59万円、同年5月は41万円、同年6月は50万円、同年7月は47万円、同年8月は41万円、同年9月は50万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は59万円、9年1月は47万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は50万円、同年5月及び同年6月は44万円、同年7月は47万円、同年8月から同年10月までは44万円、同年11月は47万円、同年12月は53万円、10年1月は47万円、同年2月は53万円、同年3月は47万円、同年4月は53万円、同年5月及び同年6月は47万円、同年7月は50万円、同年8月は44万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は44万円、同年12月及び11年1月は41万円、同年2月は53万円、同年3月から同年5月までは47万円、同年6月は50万円、同年7月は41万円、同年8月は44万円、同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は41万円、12年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は47万円、同年8月は44万円、同年9月は41万円、同年10月は50万円、同年11月及び同年12月は53万円、13年1月は47万円、同年2月は50万円、同年3月は53万円、同年4月は50万円、同年5月は44万円、同年6月は53万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和52年5月から平成13年6月まで

私のA社での勤務における厚生年金保険標準報酬月額をねんきん定期便により確認したところ、申立期間に係る当該月額は、当該期間に支払われた給与額及び当該給与から控除された厚生年金保険料額と大きく相違しているため、適正なものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年9月以降の期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和57年1月から同年8月までの期間については、申立人から提出された源泉徴収票により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和56年12月以前の期間については、申立人から給料支払明細書や源泉徴収票等の資料の提出は無いものの、上述のとおり、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が認められる期間においては、給料支払明細書等により、オンライン記録の標準報酬月額の約1.5倍の額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、当該期間についても同様に、オンライン記録の標準報酬月額の1.5倍相当の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書の保険料控除額又は報酬月額、源泉徴収票の社会保険料等の金額、及び給料支払明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額又は源泉徴収票の支払金額から推認できる報酬月額から、昭和52年5月から53年9月までは17万円、同年10月から54年9月までは18万円、同年10月から56年6月までは20万円、同年7月から57年8月までは22万円、同年9月は26万円、同年10月から58年3月までは22万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月は38万円、同年10月は26万円、同年11月は38万円、同年12月は28万円、59年1月は26万円、同年2月は24万円、同年3月は38万円、同年4月は32万円、同年5月は26万円、同年6月は41万円、同年7月は30万円、同年8月は41万円、

同年9月は36万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は36万円、60年1月は32万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月は22万円、同年12月は28万円、61年1月及び同年2月は22万円、同年3月は28万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月は32万円、同年10月は38万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、62年1月は34万円、同年2月から同年4月までは30万円、同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は38万円、同年12月は34万円、63年1月及び同年2月は30万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は41万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は47万円、同年10月は34万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、平成元年1月及び同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は38万円、同年8月は30万円、同年9月は47万円、同年10月は32万円、同年11月及び同年12月は34万円、2年1月及び同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は30万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月は41万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、3年1月は38万円、同年2月は44万円、同年3月は47万円、同年4月は44万円、同年5月は38万円、同年6月は47万円、同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月及び同年10月は44万円、同年11月は47万円、同年12月は44万円、4年1月から同年4月までは41万円、同年5月は44万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月は41万円、同年9月から同年11月までは44万円、同年12月は47万円、5年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月は38万円、同年4月及び同年5月は44万円、同年6月から同年11月までは41万円、同年12月は38万円、6年1月は36万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は50万円、同年5月は38万円、同年6月は50万円、同年7月は53万円、同年8月及び同年9月は47万円、同年10月は44万円、同年11月は32万円、同年12月は47万円、7年1月は41万円、同年2月から同年4月までは44万円、同年5月は47万円、同年6月は50万円、同年7月は47万円、同年8月は50万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は53万円、同年12月及び8年1月は50万円、同年2月は47万円、同年3月は56万円、同年4月は59万円、同年5月は41万円、同年6月は50万円、同年7月は47万円、同年8月は41万円、同年9月は50万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は59万円、9年1月は47万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は50万円、同年5月及び同年6月は44万円、同年7月は

47万円、同年8月から同年10月までは44万円、同年11月は47万円、同年12月は53万円、10年1月は47万円、同年2月は53万円、同年3月は47万円、同年4月は53万円、同年5月及び同年6月は47万円、同年7月は50万円、同年8月は44万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は44万円、同年12月及び11年1月は41万円、同年2月は53万円、同年3月から同年5月までは47万円、同年6月は50万円、同年7月は41万円、同年8月は44万円、同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は41万円、12年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は47万円、同年8月は44万円、同年9月は41万円、同年10月は50万円、同年11月及び同年12月は53万円、13年1月は47万円、同年2月は50万円、同年3月は53万円、同年4月は50万円、同年5月は44万円、同年6月は53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、申立人の給料支払明細書の保険料控除額又は報酬月額、源泉徴収票の社会保険料等の金額、及び給料支払明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額又は源泉徴収票の支払金額から推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人の給料支払明細書の保険料控除額又は報酬月額、源泉徴収票の社会保険料等の金額、及び給料支払明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額又は源泉徴収票の支払金額から推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

昭和58年3月末日までA社に勤務しており、厚生年金保険料の控除が確認できる給料支給明細書を保管している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書、雇用保険の記録及び系列会社であるB社提出の社内職歴表により、申立人がA社及びB社に継続して勤務し(昭和58年4月1日にA社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支給明細書の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日の届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和58年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 3876～3896（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の＜申立期間＞（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 21 件（別添一覧表参照）

番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額	
						平成15年7月19日	平成15年12月19日
						標準賞与額	標準賞与額
3876			女	昭和11年生		70万 円	70万 円
3877			男	昭和41年生		70万 円	70万 円
3878	死亡		男	昭和39年生		70万 円	70万 円
3879			男	昭和19年生		70万 円	70万 円
3880			男	昭和20年生		70万 円	70万 円
3881			男	昭和19年生		80万 円	80万 円
3882			男	昭和23年生		65万 円	65万 円
3883			男	昭和28年生		73万 円	73万 円
3884			男	昭和34年生		66万 円	66万 円
3885			男	昭和23年生		48万 円	48万 円
3886			男	昭和28年生		80万 円	80万 円
3887			男	昭和52年生		30万 円	30万 円
3888			男	昭和50年生		45万 円	47万 円
3889			男	昭和45年生		42万 円	43万 円
3890			男	昭和53年生		38万 円	38万 円
3891			男	昭和53年生		20万 円	
3892			男	昭和54年生		25万 円	30万 円
3893			女	昭和43年生		25万 円	
3894			男	昭和58年生		18万 円	20万 円
3895			男	昭和46年生			30万 円
3896			男	昭和46年生			15万 円

愛知厚生年金 事案3897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社を昭和57年2月末日に退職したが、厚生年金保険被保険者記録では、同年2月28日に資格を喪失したことになっており、申立期間の1か月が空白になっている。

私は、昭和57年2月28日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与支払明細票及び雇用保険の記録により、申立人がA社に昭和57年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細票の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和57年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月21日から同年3月21日まで
A社に昭和48年7月8日に入社し、関連会社のB社に異動となったが、52年2月21日から同年3月21日までの期間が空白となっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る退職記録簿の記録、及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和52年3月21日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年1月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 23 日から 48 年 4 月 18 日まで
私は結婚のためA社を退職した。60歳を迎えて、年金記録を確認したところ、同社での勤務期間(85か月分)について脱退手当金を受け取ったことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する再発行された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無いところ、当時再発行の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をするとの社会保険庁(当時)の通知が存在したが、当該被保険者証を再発行した社会保険事務所(当時)において、上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は、申立期間と同一記号番号で管理されていることに加え、申立人は、脱退手当金が支給決定された昭和48年10月から国民年金保険料を納付し、その後も11年間にわたって継続して厚生年金保険及び国民年金に加入(通算して20年3か月間)し、保険料を納付していることを踏まえると、申立人は当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

さらに、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和48年4月18日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性18人の支給記録を調査したところ、受給している者は1人のみであることから考えると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案3900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から41年8月15日まで
ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していないにもかかわらず受給したことになっていることが分かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の脱退手当金は、申立事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和42年12月6日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定日の半年以上前の昭和42年4月*日に婚姻し、改姓していることから、脱退手当金は改姓後の氏名で請求するものと考えられるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の名字は変更処理がなされておらず旧姓のままであるとともに、名前についても漢字表記が誤ったままの記載となっており、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案3901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から33年7月14日まで
② 昭和33年9月28日から35年4月26日まで
③ 昭和35年6月30日から36年10月31日まで

脱退手当金という制度も知らず、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和38年3月1日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和37年4月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年4月まで
学生のころ、先輩から「学生は免除されているよ。」と聞いていたので国民年金に加入していなかったが、その後、督促状が来て、平成5年2月から同年4月までの間にA市役所で加入手続をした。国民年金保険料の納付金額は大きかった記憶があり、預金から引き出して、手続した時にまとめて1回で納付した。申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年2月から同年4月までの間にA市役所で国民年金加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年2月23日に払い出されており、同市の記録では、申立人に係る国民年金加入届が同年3月3日に行われ、申立人が20歳に到達した3年*月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人に係る国民年金加入届が行われた平成7年3月3日の時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料として10万円ぐらいを納付したとしているが、申立期間の保険料は16万2,900円であったことから、納付金額も相違している。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から62年2月まで

学生だった時も20歳を過ぎれば国民年金を納付するようにとの書類が送られてきたため、昭和62年4月又は同年5月に国民年金加入手続を行い、定期預金から用意した10万円近い国民年金保険料を同年の春ごろに市役所又は銀行でまとめて納付したと思うので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和62年4月又は同年5月に国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料をまとめて納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の記録によると、申立人に係る国民年金加入手続は、平成3年6月ごろに行われたこととされており、これ以外に申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成2年3月21日とされていることから、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は申立期間を通じて専門学校生であったとしているところ、国民年金制度の改正により、昭和61年4月から専門学校生が任意加入対象者となったことから、申立期間のうち同年4月から62年2月までは任意加入対象の期間であり、制度上、加入手続時点からさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、加入手続時期を申立人が主張する最も早い時期である同年4月としても、それ以前である当該期間の被保険者資格を取得するこ

とはできない。

加えて、申立人は、平成3年7月に2年4月から3年3月までの保険料を一括で過年度納付しており、この期間の保険料額も約10万円であることから、この過年度納付の記憶と申立期間の保険料納付の記憶を混同している可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から同年6月まで

昭和49年に会社を退職後、A市B区役所の職員に1日も間を空けてはいけな^いと言われて国民年金に加入し、国民年金保険料を納めたはずである。申立期間の保険料を納めたことが分かるものは無いが、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月に会社を退職後、A市B区役所で国民年金に加入し、毎月、1万円前後の保険料を同区役所で納めたはずであるとしているが、申立期間当時の国民年金保険料月額^は900円であり、申立人が証言する1万円前後とは大きく乖離^{かいり}している上、申立期間当時、同市における保険料の納付方法は、原則として3か月ごとであったことが確認できる。

また、平成9年1月の基礎年金番号導入前に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、平成10年12月26日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年6月まで

昭和47年1月に会社を退職後、同年2月に、母親が、私の国民年金の加入手続をし、48年1月までは、毎月、私の国民年金保険料を両親の分と併せて、A市役所B出張所の集金人に納付した。

妻が昭和48年2月に国民年金に加入してからは、同年6月まで、妻が私たち夫婦二人分の保険料を併せて、A市役所B出張所の集金人に毎月納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び申立期間のうち昭和48年1月までの保険料の納付を行ったとする母親は既に死亡しており、同年2月以降の保険料を納付したとする妻は納付金額についての記憶が曖昧であるなど、加入手続時の状況、保険料の納付状況等が不明確である。

また、平成9年1月の基礎年金番号導入前に、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は14年7月1日とされていることから、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、母親及び妻がA市役所B出張所の集金人に申立期間の保険料を毎月納付していたとしているが、同市によれば、当時、保険料の戸別集金は行っていなかったとしている上、3か月ごとの保険料納付であったとして

いることから、申立人の主張には不自然な点がみられる。

加えて、申立人は、妻が国民年金に加入した昭和48年2月から同年6月までについては、妻が夫婦二人分の保険料を併せて納付したとしているところ、妻は同年2月に国民年金被保険者資格を取得していることは確認できるものの、当該期間の保険料は未納とされている。

このほか、母親及び妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

私は、会社退職（昭和57年3月末）後、A市役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料の納付は、同市から送付されてくる納付書により私か母親のどちらかが近くの郵便局か信用金庫で納付していたように思う。納付時期、納付金額等は記憶に無いが、もし申立期間の保険料が未納ならば、未納の通知文が自宅に届くはずだがそれは無かった。国民年金手帳の資格取得日が同年4月24日とされていることから、この時期から納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和57年3月末）後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続はだれが行ったか記憶は無いとしているほか、加入手続時期、加入手続後に交付される年金手帳の受領の有無、受領方法、申立期間の保険料納付時期及び納付金額についても記憶は無いとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和59年6月29日に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続に際して、さかのぼって資格取得日を57年4月24日とする事務処理が行われたとみられる。このことは同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、昭和

59年度については申請免除とされていることから、申立人はこの時点で申立期間の保険料を納付できる状況にあったとは考え難い上、申立人は保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、A市から送付されてきた納付書により申立期間の保険料を納付したとしているが、前述の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入となることから、同市から申立期間の保険料の納付書が送付されることはなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、保管している年金手帳に記載された資格取得日が昭和57年4月24日となっていることから、この時期から納付していたはずであると述べているが、当該日付は、保険料の納付の有無にかかわらず、被保険者資格を取得した日が記載されたものであることから、申立人が同日から保険料を納付したことを示すものではない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで

昭和58年4月にA市から送付されてきた「国民年金保険料納付書及び納付方法の変更について(お知らせ)」により、口座振替ができることを知り、銀行窓口で口座振替の手続をした。昭和58年度国民年金保険料納付通知書を見ると、3月だけ領収印が無いので、口座振替での保険料納付が開始されたのはこの3月からだと思う。その後、口座振替されているにもかかわらず、振替済通知書が送られてこなかったのが不審に思っていたが、口座振替制度が一般に普及していない時代であったこともあって、そういうものだと思っていた。今になって、口座振替した期間の保険料が未納であることを知り、銀行に問い合わせたが、当時の記録は残っていないと言われた。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、口座振替の手続を行い、申立期間の保険料が口座振替されていたにもかかわらず、領収書(振替済通知書)が送付されてこなかったとしているところ、A市では、申立期間当時、保険料が口座振替された場合、当該保険料の領収書は、金融機関から被保険者に、直接、郵送する取扱いであったとしている上、申立人は、口座振替時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間の口座振替による保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和57年12月27日にB市からA市に転入し、59年3月26日に、再び、同市からB市に

転入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は任意加入者として昭和53年1月11日に資格取得し、59年3月27日に資格喪失したとされている。この資格喪失後、62年3月10日に、さかのぼって61年4月1日に第3号被保険者資格を取得したとする事務処理が行われていることが確認できる。このことは、申立人が所持する年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する上、この間において、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2325 (事案 613 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から45年7月まで

私は、申立期間当時、同僚と二人で事業所に住み込みで勤めていた。その間、ほかの従業員は頻繁に変わったが、私とその同僚だけは長い間勤務していた。事業所は社会保険に入っておらず、事業主が国民年金の加入手続を行ってくれた。保険料は毎月給料から天引きされていたことは間違いない。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和39年4月から44年7月までの期間に係る申立てについては、申立人は国民年金被保険者資格取得手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の勤務していた事業所の事業主は既に死亡しているため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明であること、申立人と同様に給料から天引きされていたと主張する同僚も申立期間は未納であること等から、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間を変更しているものの、申立期間の変更理由は曖昧である上、申立内容は、当初の申立内容と変わらず、申立期間の保険料を事業主が納付していたことをうかがわせる新たな資料、情報の提出は無いことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から3年3月まで

私は、申立期間当時、学生だったが20歳になったのを契機に、平成2年*月ごろにA市役所で国民年金の任意加入手続をした。市役所受付で書類に記入するように言われ、国民年金保険料は書類と一緒に受付職員に現金で納付した記憶がある。申立期間について納付を証明するものは無いが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年*月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、同市では、当時、市庁舎担当窓口で国民年金加入手続を行った者については、その場で年金手帳を交付していたとしているものの、申立人は担当窓口ではなく、市役所受付で加入手続を行い、年金手帳は受け取っていないとしており、申立人の主張は市の手続方法と相違する。

また、申立人は、加入手続後、申立期間の国民年金保険料は、市役所受付において現金で納付したとしているが、申立人は、保険料の納付金額についての記憶は無い上、A市では、当時、市窓口では、保険料の現金納付は取り扱っていないとしており、申立人の申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において資格取得日を平成3年4月1日として同年3月11日に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年

金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立人は申立期間当時、大学生（4年3月卒業）であり、任意加入対象者であったことから、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格を取得することはできず、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年6月まで

私は、会社退職（平成14年4月）後、夫の被扶養者にならないで、厚生年金保険から国民年金に切り替えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを覚えている。保険料を納付したことを示す資料は残っていないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（平成14年4月）後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続時期、加入手続場所、保険料の納付時期、納付方法及び納付金額については覚えていないとしており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況についての詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した平成14年4月1日を勸奨事象発生日として、同年6月24日に勸奨関連対象者一覧表が作成され、A市B区に対して送付されていることが確認できる。このため、勸奨事象発生日から勸奨関連対象者一覧表が送付された間において、申立人が国民年金の加入手続を行っていたとは考え難い。さらに、同記録によると、申立人は、同年4月1日に厚生年金保険の資格を喪失し、その後、第3号被保険者として同年7月1日に国民年金の資格を取得したとされている。このことは、夫が勤務している事業所が保管する「健康保険被扶養者（異動）届受理通知書」の「被扶養者になった日」欄に「処理日認定 14.7.11」と記載され、同様に、同事業所が保管する「副国民年金第3号被保険者資格取得届」の「資格取得年月日」欄に「14年7月1日」と記載されていることとも符合

する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成4年3月まで
学生だった20歳のころに母親がA市で私の国民年金の加入手続きをしてくれた。国民年金保険料の納付も母親が行い、自分名義のB銀行か郵便貯金の口座から納付してくれていた記憶がある。納付を証明するものは無いが納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続きの時期、保険料の納付時期、納付金額及び納付期間について記憶は無いとしていることから、申立人の加入手続き及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、A市においても申立人の国民年金加入記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このことは、申立人が所持している制度共通の年金手帳にも国民年金手帳記号番号の記載が無いこととも符合する。このため、申立人は、申立期間においては国民年金に未加入であったことになり、母親が当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から50年3月まで

夫が私の国民年金加入手続と保険料の納付をしてくれた。夫から婚姻前から自宅に集金に来ていたA町役場の人に、私の分を含めて保険料を納付したと聞いているので、夫が婚姻と同時に私の加入手続を行い、保険料を納付していたと思う。申立期間について、一緒に納付していた夫が納付済みとされているのに、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫は、婚姻後、申立人の分と一緒に集金人に保険料を納付していたとの記憶しかなく、申立人の加入手続を行った時期、加入手続後に交付される年金手帳の受領などについては記憶に無いとしていることから、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年9月22日にA町において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この手続の際に資格取得日をさかのぼって46年6月16日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年6月から48年6月までの期間の保険料は、一部特例納付によるほかは、時効により納付することはできないものの、同年7月から50年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であった。しかしながら、当時A町では、過年度保険料及び特例納付に係る保険料は取り扱わなかったとしていることから、申立期間の保険料を同町の集金人に納付することはできなかつたものとみられる上、

夫も当該期間の保険料をさかのぼってまとめて金融機関で納付した記憶も無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から61年3月まで

私は、昭和63年に会社を退職後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。その時に窓口の職員から、「20歳になってから就職するまでの期間、保険料が支払われていない。学生で任意の期間ではあるが納付しておいた方が後々良いし、あと何年かしてから払いたいと思っても受け付けることができなくなるので、今、お金が手元があれば納付しておいた方がいい。」と勧められ、国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間に国民年金保険料を納付した記録が無いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和63年7月から同年10月に婚姻するまでの間に、A市B区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとするのみで、納付時期及び納付金額については覚えていないとしている上、申立人の主張内容からすると、申立期間の保険料は過年度保険料とみられるが、同市では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年7月29日に払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、その際に国民年金被保険者資格取得日を厚生年金保険被保険者資格喪失日の同年7月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合す

る。この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間においては学生であったとしていることから、申立人にとって当該期間は任意加入の対象期間であり、この期間について、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から59年3月まで

学生であった20歳の時に、父親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年8月にA市B区において払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって厚生年金保険被保険者資格喪失日の同年7月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する上、同市においても、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記録は存在しない。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間においては国民年金に未加入であったものとみられる上、申立期間当時、申立人は学生であったとしていることから、同期間は申立人にとって任意加入の対象となる期間であり、申立人は、制度上、加入手続を行った時期から同期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、父親は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 1 月 11 日まで

私は、徴用命により、A社に勤務を始め、約2年半勤務した覚えがある。勤務していた昭和18年*月*日に会社の寮の近くに空襲があり、人命救助を行ったことから同社社長名の表彰状をもらっている。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和18年3月15日付けA社社長名の表彰状及び申立人が述べる職務内容が同社の社史の記載と合致していることから、申立人は、申立期間のうち少なくとも同年3月15日以降はA社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、「当時の人事及び社会保険に関する書類が無く、申立期間について、厚生年金保険被保険者の資格取得及び喪失の届出を行っていたのかどうか、給与から厚生年金保険料を控除していたのかどうかは分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

また、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人が名前を挙げたA社の前のB社と一緒に勤務していた同僚は、「申立人が私より後に徴用を受けてA社に勤務したということは覚えているが、いつ徴用を受けたのかは覚えていない。」と証言しており、申立人のA社に入社した時期等について確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び労働者年金保険被保険者台帳索引票に記載されている申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、いずれも昭和19年1月11日と一致していることが確認でき、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点

は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月ごろから37年6月1日まで
② 昭和39年末ごろから41年4月ごろまで

私は、申立期間①についてはA事業所及びB社に勤務し、申立期間②についてはC事業所に勤務していたと記憶しているが、いずれの期間についても厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言及び申立人が住み込みで働いていたと述べる事業主宅の所在地、周辺状況等が当時の住宅地図と合致していることから判断して、勤務した時期は特定できないが、申立人は、個人経営のA事業所及び同事業所が法人化(昭和37年3月*日)されたB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳の記録によると、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できず、B社は、昭和37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社が厚生年金保険の新規適用となった昭和37年6月1日付けで、申立人のほか、同社の事業主を含めて12人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同社は38年10月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、49年10月*日に解散している上、当時の事業主と連絡が取れないため、新規適用日より前の期間における厚生年金保険の取扱い等について確認できないほか、複数の同僚は、同社が適用事業所となるより前から勤務していたが、当該期間において給与から厚生

年金保険料を控除されていたかどうかまでは記憶していない旨証言している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱い等を確認できない。

申立期間②について、厚生年金保険適用事業所台帳の記録によると、C事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、当時の事業主の名前を記憶していない上、「C事業所は個人経営で、事業主と二人だけだったが、既に廃業しており、現地に行っても同事業所は存在しない。」と述べており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

このほか、申立人が、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年ごろから 31 年ごろまで
② 昭和 31 年ごろから 32 年 8 月ごろまで

申立期間①はA社で、申立期間②はB事業所で勤務し、同事業所を退職後に勤務したC社にB事業所からもらった厚生年金保険被保険者証を提出した記憶がある。

勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が当該期間にA社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①以降の昭和 32 年 6 月 1 日であり、同社が当該期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において、当該期間に係る当時の事業主は厚生年金保険の被保険者記録が無く、A社の役員 1 人及び前述の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、B事業所で勤務していたと主張しているが、同事業所は、既に解散しており、申立人の人事記録、賃金台帳等の資料は確認できない。

また、当時、B事業所は法人組織ではない個人経営であったことから、法律によって加入を義務付けられている強制適用事業所ではなく、任意で加入する

任意包括適用事業所として申立期間②以降の昭和32年12月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同事業所が申立期間②において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年12月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚は、同日以前から勤務していたが、同日以前は厚生年金保険料は控除されていなかったと証言している。

なお、申立人は、B事業所の次に勤務したC社にB事業所で取得した厚生年金保険被保険者証を提出したと主張しているが、C社での申立人の厚生年金保険被保険者番号は、同社で新たに払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月1日から29年5月4日まで

母の知人であったA社の社長から頼まれて、それまで勤めていたB社を退職し、すぐにA社に入社したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間はA社で縫製の仕事をしており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社での業務内容、B社からA社への転職の理由、事業主名等について詳細に記憶していることから、勤務を開始した時期は特定できないものの、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の人事記録、賃金台帳等の資料は確認できないことから、申立人の入社日及び勤務期間を確認することはできない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間及びその前後について、昭和29年5月4日に申立人を含む4人が連番で被保険者資格を取得しており、その直前の28年8月20日にも5人が連番で被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が自分より前から同社に勤務していたと記憶している同僚の資格取得日が申立人と同日であることから、当時、同社では、厚生年金保険の被保険者資格を従業員雇用と同時に取得させておらず、複数の従業員について一度にまとめて手続を行っていた状況がうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申

立人の名前は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月31日から31年1月1日まで

私は、昭和29年8月31日にA社に入社し、運転手として31年8月末まで働いていたが、入社してから同年1月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者資格を昭和31年1月1日に取得している同僚が「申立人はA社で先輩だった。」と証言していることから、勤務を開始した時期は特定できないものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年1月1日であり、同社が同日以前の申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、同社の事業主、申立人及び同僚9人の厚生年金保険の資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年1月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月ごろから43年ごろまで
② 昭和43年ごろから45年ごろまで

私は、昭和42年1月ごろ、A社に入社しB支店で勤務した。また、同社退職直後にはC事業所に入社し勤務した。どちらの会社も厚生年金保険に加入していたことを証明できるものは何も無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B支店の同僚の証言から、時期及び期間については明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間②について、C事業所の同僚の証言から、時期及び期間については明らかでないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿を確認したが、C事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人が記憶する同僚についても、C事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、C事業所の元事業主に照会したが、申立期間当時の記憶は曖昧であり、申立人の勤務状況及び当時の厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

加えて、国民健康保険の加入状況に係るD市の回答から、申立人は、申立期間①及び②を含む昭和42年1月4日から少なくとも62年9月29日まで国民健

康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除に関する記憶は曖昧^{あいまい}である上、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 35 年 9 月まで
② 昭和 53 年 10 月から 59 年 7 月まで

知人の紹介により、昭和 33 年 4 月に A 社に入社した。厚生年金保険料を給与から控除されており、随分高い額だと思っていた。B 社では、経営内容が厳しい状態で、給料の支払も度々遅れることがあった。厚生年金保険の大切さを認識していたので、常に事業主に対し、厚生年金保険や雇用保険について、きちんと手続きされているかどうかを確認していたと記憶している。その都度、事業主から心配するなど聞かされていた。A 社及び B 社共に、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録により、A 社は、昭和 35 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない上、申立人が同社で 39 年 6 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の被保険者番号は、同年 9 月 22 日に払い出されたことが確認できる。

また、A 社は昭和 49 年 10 月 * 日に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、B 社に勤務していた同僚の証言から判断して、時期は定かでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は、昭和 54 年 12 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所となり、57 年 7 月 1 日に適用事業所ではなくなっていることから、申立期間のうち、53 年 10 月から 54 年 12 月 6 日までの期間及び 57 年 7

月2日から59年7月までの期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、B社は、平成元年12月*日に解散しており、当時の事業主（申立人の実弟）は昭和57年*月に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた者も含め、B社に勤務していた同僚の中には、厚生年金保険の被保険者記録の無い者が見られることから、同社では、一部の従業員については厚生年金保険の資格取得手続を行わない取扱いをしていたものと考えられる。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 30 日から同年 7 月 14 日まで

申立期間当時、大人を対象とした定員 60 名の障害者施設の設立のため、事業主と施設長を兼務して多忙を極めており、事務担当者に手続を任せていた。事務担当者が手続した際、資格喪失日の届出間違いにより、申立期間の年金記録が無いと思われるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿及び同社に勤務していた従業員の証言から判断して、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していたと回答していることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

しかし、申立人は、「申立期間当時、事務は担当者に任せていたが、私がA社の事業主であった。」と証言しているところ、A社の商業登記簿により、申立人が唯一の理事であったことが確認できる。

また、A社は、申立人が申立期間当時の事業主であったと回答しており、申立人が同社の事務全般に係る決定権を持ち、同社の厚生年金保険に係る事務手続についても知り得る立場にあった者であると考えられることから、申立人が自らの被保険者資格の得喪に係る届出事務に全く関与していなかったとは考え難い。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、申立人が、

「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立期間当時、申立人は、「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

愛知厚生年金 事案3910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月から33年10月まで

申立期間について、正社員として勤務したのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の証言内容及び複数の同僚の証言から判断して、期間は定かでないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、複数の同僚は、「A社は人の入れ替わりが激しく、厚生年金保険への加入は入社して半年程度経過後だった。申立人は、5、6か月しか勤務していなかったと思う。」と証言している上、昭和33年6月1日にA社において被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は、私より後から入社してきた。」と証言している。

また、申立人が、A社の退職後に勤務したB事業所は、申立人の履歴書及び本人の申告に基づいて作成した人事記録を保管しており、その記録では、申立人のA社勤務は、昭和33年2月から同年11月までとなっている。

さらに、A社は、申立期間当時の関係資料は処分しており、当時の事業主は病気により証言が得られないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 33 年 5 月 1 日まで
中学を卒業して、昭和 28 年 4 月から A 事業所に勤務していたので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断して、時期は特定できないが、申立人が A 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 事業所は、昭和 42 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人及び同僚は、「A 事業所には 3 年から 5 年ぐらいの見習期間があった。」と証言している上、申立人が名前を挙げた同僚 3 人についても、申立人と同様に、A 事業所での被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、「A 事業所から健康保険被保険者証をもらった覚えも使った覚えも無い。」と回答している上、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 41 年 1 月まで
② 昭和 42 年 9 月から 44 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 8 月 26 日から 48 年 6 月 8 日まで
④ 昭和 48 年 8 月 22 日から 50 年 12 月まで

申立期間①についてはA社で工員として、申立期間②についてはB社で販売員として、申立期間③及び④についてはC社で運転手として、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたと主張するA社は、昭和 53 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、当該期間に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも申立人を記憶していないとしており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、当該期間に申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

一方、申立人が当該期間の後に勤務したD社が保管している申立人作成の履歴書によると、申立人は、当該期間のうち、昭和 40 年 9 月まではE社に、同年 11 月からはF社に勤務していたと記載されている。

しかし、E社の当時の事業主の妻は、「申立人は当社に約 2 年勤めていた。当時の資料は無く、詳細は不明であるが、申立人は親戚だったこともあり、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」としている。

また、F社は、「当社は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知

書及び同資格喪失確認通知書を保存しており、当該通知書の記載内容は、申立人の年金記録のとおりであることは確認できた。しかし、申立人が当社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和41年2月1日より前から当社に勤務していたかについては、確認できる資料は無く、当時のことを記憶している者もいないため、分からない。仮に同日より前から勤務していたとしても、試用期間であったかもしれない。」としている。

さらに、F社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期に数か月の相違がある。」としている。

加えて、E社及びF社の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

申立期間②について、申立人が勤務していたと主張するB社G支店の支店長であったH氏の所持する集合写真に申立人が写っていること、及び当該期間に同社同支店で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が申立人を記憶していることから、申立人が当該期間に同社同支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「当社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳に申立人の記録が無いことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。また、当時、販売員は見習期間があり、一定の基準に達するまでは社会保険に加入させていなかった。」としている。

また、上記写真に申立人と一緒に写っている複数の同僚が、「入社時期と厚生年金保険の加入時期に相違がある。」としている。

申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間のうち、昭和48年4月1日からC社に勤務していたことは認められる。

しかし、C社は、昭和48年6月8日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人と同様にC社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年6月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私は42年ごろからC社に勤めたが、初めのうちは個人事業で社会保険は無かった。当該期間当時も厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」としている。

申立期間④について、申立人は当該期間もC社に継続して勤務していたとしているが、同社は昭和60年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、同社の後継会社は、関係書類等を引き継いでおらず、当時を知る者もいないため、当時のことは不明としている。

また、申立人が名前を挙げた同僚はいずれも特定できない上、当該期間に、C社における被保険者記録が確認できる複数の同僚も、申立人を記憶している者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに

ついて確認できない。

さらに、C社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和48年9月7日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

加えて、当該期間に申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3913 (事案 130 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 40 年 8 月末まで
期間が長くたっているため、記憶が薄れているが、一緒に勤めていた人に被保険者記録があるのに、私には無いのは納得できない。私も当然厚生年金をもらえると思っていた。結婚後も A 事業所に勤めていたことを思い出したので、申立期間終期を昭和 40 年 8 月末に変更し、再申立てをする。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立ては、当初、昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 12 月末ごろまでとされていたが、A 事業所における勤務記録及び厚生年金保険に係る記録について、同事業所が資料を喪失しているため確認できない上、申立人の記憶する同僚のうち一人は、同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できないため、同事業所では一部の従業員について被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「一緒に働いていた同僚には被保険者記録があるのに、なぜ自分には無いのか納得できない。」として、再度申立てをしたものであるが、申立人から新たな資料等の提出は無い。

また、複数の同僚から新たに証言を得たが、当該証言によると、A 事業所は、申立期間当時、入社から一定期間、厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いをしていたものと考えられる。

なお、申立人の A 事業所における勤務期間については、正確な時期を特定できる関連資料等はないものの、複数の同僚の証言によると、申立人の記憶とは異なる期間（現在の申立期間の前半期間のみ）であった可能性がうかがえる。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 2 日から 53 年 12 月 20 日まで
A事業所は私の実家であり、高校卒業後に就職した。職を変わることは無く、年金の記録に空白期間があることは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の叔父や妹の証言から、申立人が、申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、平成 20 年 1 月 * 日に解散し、同年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主（申立人の父）は死亡している上、当時の経理担当者（申立人の母）は調査協力が得られず、申立人が名前を挙げた同僚は連絡先不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人の夫は、昭和 52 年 2 月 1 日からA事業所における被保険者記録が確認できるところ、同人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間において、夫の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 13 日から 38 年 8 月まで
申立期間にA事業所で働き、この間一度健康保険証を使って同事業所近くの病院にかかったことがある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の証言から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A事業所は、B事業所として昭和 41 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所であったことが確認できない。

また、元事業主は死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、上記同僚は、申立期間において、国民年金の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 4 年 5 月 6 日から 5 年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年 8 月 1 日となるはずであるが、被保険者記録は同年 7 月 31 日となっている。

保険料控除を証明する資料は無いが、申立期間について勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成 5 年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社は、平成 8 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「申立期間当時の厚生年金保険料控除を確認できる資料は残っておらず、厚生年金保険料控除の有無については、不明である。ただ、社会保険料を滞納しがちであったため、社員の退職日を月末日より少し前にしていた。」と証言している。

また、申立期間において A 社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、退職月に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月11日から31年7月1日まで

私は、兄が事業主であるA社に勤務した後、自分が代表取締役となりB社を興した。A社とB社は継続して勤務し、空白期間は無かったにもかかわらず、申立期間の年金記録が無い。

B社の社会保険に関する届出は、滞りなく行っていたと記憶しており、当該期間に記録が無いのは社会保険事務所(当時)職員の不正着服が疑われ、昭和31年7月1日から記録が始まっているのは、社会保険事務所の担当者が交代し、不正が発覚したからであると思っている。第三者委員会の公正な判断により、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は、昭和30年11月*日に申立人を代表取締役として設立されたことが確認できることから、申立人は、申立期間当時、同社に在籍していたものと認められる。

しかし、B社は、設立から約7か月後の昭和31年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同じ昭和31年7月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 9 年 6 月 3 日まで

申立期間について、私の保管している給与明細の給与支給額と社会保険事務所（当時）で確認した厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているため、調査、確認の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細に記載されている給与支給額によると、申立人が主張するとおり、当該支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる場合、当該給与明細に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社では、申立期間当時の賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料については、保存期間経過のため現存しないとしている。

このほか、申立期間について、申立人の標準報酬月額の記録に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月20日から48年4月ごろまでのうち約半年間

私は、昭和47年9月20日から48年5月1日までのうち、約半年間、A社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間の被保険者記録が無いことが分かった。

保険料控除を証明する資料は無いが、私は、確かにA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和47年11月4日から48年3月20日までA社B支店に勤務していたことが認められる。

しかし、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和52年12月17日であり、申立期間において同支店が適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、A社B支店の同僚を記憶していない上、同支店の責任者は、既に亡くなっているとともに、現在の同社の事業主は、「当時の資料は残っていない。」としているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立期間において適用事業所となっているA社本店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の名前は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から33年2月1日まで
昭和27年5月1日に親戚が経営するA社に入社し、37年2月まで勤務していた。しかし、ねんきん特別便を見たところ、申立期間の記録が空白になっていることが分かった。

申立期間も確かに継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚のうち二人が「申立人は、申立期間には本社とは別の場所にある倉庫で働いていた。」としていることから、申立人が申立期間も同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、当該複数の同僚は、「申立期間当時、A社は業績不振のため、会社整理中であり、営業を停止していた。」としているところ、申立期間前の昭和31年8月時点でA社の厚生年金保険の被保険者であった17人のうち、申立人を含む9人は、同年9月1日から同年12月1日までの間に順次、被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の資格喪失している9人のうち2人が、申立人と同じ昭和33年2月1日に再度A社において被保険者資格を取得しているところ、当該二人のうち一人は、「私は、申立期間に申立人と一緒に倉庫で働いていたが、申立期間については、A社から給与をもらっていたかどうか記憶が無い。また、当時、申立人は、自営で店を経営していた。」としており、ほかの複数の同僚も、申

立人が店を経営していたとする同様の証言をしていることから、申立人が申立期間において同社の業務を行っていたのか否か確認できない。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、事務責任者であった事業主の妻も高齢のため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月30日から34年9月9日まで
② 昭和38年10月29日から同年12月1日まで

私は、A社を退職後にB事業所に入社し、4年ほど勤務したが、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、C事業所を退職後、昭和38年9月にD社に入社し、同年11月末まで勤務したが、申立期間②の被保険者記録が無い。

B事業所及びD社の厚生年金保険被保険者記録が一部相違しているのは納得できないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間にB事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人が当該期間に同事業所に勤務していたことをうかがわせる証言は得られない。

また、B事業所は、既に倒産しており、申立人の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っておらず、当時の事業主の所在も不明で、連絡が取れないため、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B事業所の昭和33年5月30日から36年9月8日までの健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、「申立期間①はB事業所に勤務していた。」と主張しているが、申立人がB事業所の前に勤務していたA社の同僚は、「申立人は、昭和31年7月から38年9月まで、A社及びC事業所に継続して勤務していた。なお、A社及びC事業所は同一の会社である。」と回答していることから、申立人は、

当該期間においてB事業所ではなく、A社又はC事業所に勤務していた可能性がうかがえるものの、A社は、昭和33年5月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、C事業所は、34年8月1日に適用事業所となっており、申立期間①のうち、昭和33年5月30日から34年8月1日までの期間は、A社及びC事業所のいずれも適用事業所であったことが確認できない。

申立期間②について、D社は、当時の人事記録が無いため、申立てに係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の納付について不明と回答している。

また、申立人は、「D社に昭和38年11月末まで勤務していた。」と主張しているが、雇用保険の記録によると、申立人は、E社で昭和38年11月4日に資格取得していることが確認できる。

さらに、E社で昭和38年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「E社では試用期間があり、入社してから1か月強で厚生年金保険被保険者資格を取得した。」と証言していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月30日から31年2月5日まで

私は、昭和27年4月からA事業所に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険被保険者記録が無い。31年2月5日からは厚生年金保険被保険者期間であり、申立期間についても被保険者であったと思う。したがって、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所において申立人と同日の昭和31年2月5日に資格取得した同僚15人のうち、連絡が取れた1人が、「申立人を知っている。私は、昭和28年から30年ごろに入社したが、申立人も同じ時期に入社したと思う。」と証言していることから、時期は定かでないが、申立人が31年2月5日より前から同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A事業所は、昭和31年2月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が保管している年金手帳によると、申立人のA事業所における被保険者資格の取得日は、昭和31年2月5日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年12月29日まで

私は、昭和56年4月から60年12月28日まで、A事業所に勤務していたので、調査して申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主及び同僚の証言並びに雇用保険の記録から、申立人が、同事業所に昭和56年4月1日から60年12月28日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A事業所は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員には、採用の時に国民年金に加入する旨を説明している。」と回答しているとともに、事業主は国民年金の被保険者であることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚も、「A事業所は、厚生年金保険ではなく、国民年金に加入することになっていた。」と証言しているとともに、当該同僚は、申立期間は国民年金の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 9 年 9 月 28 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 7 年 5 月 1 日から A 社に勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、平成 9 年 9 月 30 日まで B 社に勤務したが、同年 9 月 28 日が資格喪失日とされており、申立期間②の被保険者記録が無い。

保険料控除が証明できる資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の元事業主（B 社の事業主と同一人物）から提出された人事記録によれば、申立人は、A 社に平成 7 年 5 月 1 日からアルバイトとして、同年 7 月 21 日からは正社員として勤務していたことが認められる。

しかし、A 社の元事業主は、「A 社は既に解散しており、賃金台帳などの厚生年金保険料の控除に関する資料は保管していないものの、厚生年金保険の資格取得及び保険料控除については、正しく処理をしたと思う。」と回答している。

また、C 厚生年金基金及び D 健康保険組合に記録されている申立人の資格取得日も、平成 7 年 8 月 1 日であることが確認できる。

さらに、A 社の厚生年金保険被保険者の資格取得日を見ると、月の途中の日が取得日とされている同僚はほとんどおらず、大半の同僚は、月の初日を資格取得日とされていることから、同社では、毎月 1 日を厚生年金保険の資格取得日とする取扱いを行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に係る記憶は曖昧である。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人は、B社において、平成9年9月27日に離職していることが確認できるところ、当該離職日の翌日は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合している。

また、B社が保管している申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同社が平成9年9月28日を申立人の資格喪失日として届出をしたことが確認できるとともに、C厚生年金基金及びD健康保険組合の申立人に係る資格喪失日も、同年9月28日であることが確認できる。

さらに、B社は、「賃金台帳などの厚生年金保険料の控除に関する資料は保管していないものの、厚生年金保険の資格喪失及び保険料控除については、正しく処理をしたと思う。」と回答している上、申立人が記憶している同僚を含め、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に聴取しても、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に係る記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 29 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間について、A社で加工業等の仕事に従事していた。厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 36 年 6 月にA社に入社したとする同僚が、「申立人は自分と同じ月に入社して来た。」と証言していることから、申立人は申立期間に同社に勤務していたことは推認される。

しかし、上記同僚を含め、複数の同僚が、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことをうかがわせる回答又は証言をしている上、A社では、同じ日に被保険者資格を取得している者が多数見られることから、申立期間当時、同社では、ある一定期間に入社した者について、まとめて被保険者資格を取得させる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、A社は、当時の資料は無く、申立期間当時のことは不明としており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立期間のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。